

次期（第4期）実行5か年計画に関する意見書（案）の意見照会結果及び対応案について

1 次期（第4期）実行5か年計画に関する意見書（案）への意見等について ※誤記の訂正、軽微な文言修正（追記）等は除く

- 意見 （9件）【整理No. 2～10】
- ◆ 質問 （1件）【整理No. 1】

2 各意見に対する対応案について

意見の内容に応じて、次期（第4期）実行5か年計画に関する意見書の本文を修正するなどの対応案について以下のとおり区分した。

【本文修正】 委員からの意見の主旨に沿って本文を修正、加除した。

【個別意見】 委員からの意見の主旨に沿って本文を修正、加除することは困難であるため、県民会議委員の意見として別欄に記載した。

【その他】 意見書に記載する以外の方法で対応した。

3 意見別対応案一覧

事業名	整理No	意見	委員名	対応案
<b>1 次期（第4期）計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</b>				
1-2 かながわ水源 環境保全・再 生施策大綱	1	<p>◆「今後の検討によっては、必要な細部の見直しを行うこともあり得ると認識しています。」との記載がありますが、3期5か年計画の内容を、実情に合わせて4期5か年計画では見直す、という理解でよろしいでしょうか。大綱というものは見直しはなされないものと理解していましたが、見出しが かながわ水源環境保全・再生施策大綱 なので、大綱の見直しと読めてしまいます。もし、大綱の細部の見直しということであれば、最終段階の4期を間近に控えたこのタイミングでの見直しの必要性について、もう少し具体的に書き添える必要を感じます。</p> <p>(回答) <u>現時点において、施策大綱の見直しは必要ないものと考えていますが、何か特段の事情が発生した際に備え、このような表現に留めています。</u></p>	根岸	その他 ※左記のと おり回答

事業名	整理№	意見	委員名	対応案
1-3 実行5か年計画 (1) 基本的な考え方	2	○(本文の修正) 「そこで、次期計画の策定にあたっては、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本とし、これまでの施策の成果や課題を検証の上、必要な見直し・強化を行うとともに、施策大綱期間終了後も見据え、より実効性のある内容とする必要があります。」 ⇒「そこで、次期計画の策定にあたっては、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本とし、これまでの施策の成果や課題を検証の上、必要な見直し・強化を行うとともに、 <u>施策大綱期間終了後も施策の継続性を見据え、将来にわたる良質な水の安定確保のため、より実効性のある内容と財源を確保する</u> 必要があります。」 [理由] 施策の継続性をより明確にし、将来像を再認識し、実効性が担保されるためには財源確保が必要なことをより明確にしたほうがわかりやすいと思慮されるため。	宮下	本文修正(一部)
	3	○「今後は県の水源環境保全税と森林環境譲与税の両立を図り、相乗効果を創出することにより、県内全域の森林の保全・再生を図ることが望ましいと考えます。」とありますが、この文の前に、水源環境保全税で実施しないエリアについて別事業で森林環境譲与税を用いて森林保全をするということ、すみわけをすることで県内全域の森林が網羅できること、がわかる文言が必要。	岡田	【議論のポイント】
(4) 構成事業の考え方	4	○意見書の提出先は県なので、「一般的な行政水準」が何なのか、言葉を補わなくとも共通理解のある言葉なのだと思いますが、一般公開される資料であり県民が読者でもあることを考えると、「」付きの一般的な行政水準とは何なのか、少し言葉が補われていると理解しやすいかと思います。	根岸	本文修正
(5) 事業費規模	5	○「今後は国の「森林環境譲与税」が導入されることとなりますが、事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、現行計画と同規模の水準を基本として検討し、必要な事業費を確保すべきです。」 ⇒「今後は国の「森林環境譲与税」が導入されることとなりますが、 <u>水源環境保全・再生のさらなる充実に資するため、事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、現行計画と同規模の水準を基本として検討し、必要な事業費を確保すべきです。</u> 」 [理由] 提出先は県なので、過日の施策懇談会でご説明いただいたような、国税導入後の県の方針□水源地域(整備対象・森林資源生産地)と市街地(市場・消費地)の各市町村を全体的に支援できる体制□について、ここで説明する必要はないとは思いますが、一般公開される資料であり県民が読者でもあることを考えると、「国税が導入されるのに、現行計画と同規模の水準で事業費を確保する必要はあるのはなぜか?」との疑問が残ります。 実際は、国税導入後の県の方針以外にも、昨年大型台風など気候変動による影響への対応	根岸	その他

事業名	整理No	意見	委員名	対応案
		や、平成19年からの10余年の間の状況の変化に伴う必要事業の細分化（増加）の経緯も伺っており、国税の導入が水源税に代えられるものではないと、委員であれば理解できますが、広く一般の理解を得るには、「 <u>水源環境保全・再生のさらなる充実を図るため</u> 」など、何らかの言葉を補う必要を感じます。		
<b>2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）</b>				
2-1 森林関係事業	6	○「森林整備等の効果をより高めるためには、引き続き丹沢山地以外も含め広範にわたり、森林整備と連携したシカ対策を実施していく必要があります。」 ⇒「森林整備等の効果をより高めるためには、引き続き丹沢山地以外も含め広範にわたり、森林整備と連携したシカ対策を実施していく必要があります。 <u>また、新たなシカ増加の懸念があるため、シカを増やさないための取組みも必要です。</u> 」 [理由] 森林経営管理制度によって伐採が促進されることは必要なことであるが、皆伐がすすむことでシカの餌場が随所に生み出される可能性が高い。この点は、シカの個体数抑制のために税を投入していることを踏まえれば、注意を要する。	羽澄	【調整中】
	7	○第4期は計画期間最後の5年間となるため、次のステップにおいても長期的な取組が必要な水源の森林の保全と再生につなげられる方策を考えてゆくときである。また、近年の異常気象による水源地域における災害を最小限にするための対策をすることも必要と思われる。施策対象が異なるかもしれないが、安定した水の確保のために何が有効的な方策であるかを検討してゆくことも大切である。	上田	個別意見
2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係	8	○第4期の期中での事業検証では、森林環境譲与税により県と市町村で行われる事業と水源環境保全税で行われる特別対策事業の関連について、事業進捗の実態を踏まえて点検することが必要である（望ましい）。	鈴木	本文修正
	9	○（本文の修正） 「次期（第4期）は施策大綱期間、最後の5年となるため、県民会議でも大綱期間終了時を見据えて施策の点検・評価を行うとともに、大綱期間終了後も見据えた議論を行うべきです。」 ⇒「次期（第4期）は施策大綱期間、最後の5年となるため、県民会議でも大綱期間終了時を見据えて施策の点検・評価を行うとともに、大綱期間終了後も未来永劫良質で安定した水の確保が出来る施策の <u>継続性と実現を確かなもの</u> にできる財政基盤の確保を目指した議論を行うべきです。」 [理由] 施策の継続性をより明確にし、将来像を再認識し、実効性が担保されるためには財源確保が必要なことをより明確にしたほうがわかりやすいと思慮されるため。	宮下	その他

事業名	整理№	意見	委員名	対応案
	10	<p>○（本文の修正）</p> <p>「次期（第4期）は施策大綱期間、最後の5年となるため、県民会議でも大綱期間終了時を見据えて施策の点検・評価を行うとともに、大綱期間終了後も見据えた議論を行うべきです。」</p> <p>⇒ 「次期（第4期）は施策大綱期間、最後の5年となるため、県民会議でも大綱期間終了時を見据えて施策の点検・評価を行うとともに、<u>（第4期には）、大綱期間終了後の施策を確立すべきです。</u>」</p> <p>[理由] 4期終了後に空白期間を生じさせないためには、このように書いておく必要がある。</p>	岡田	本文修正